

資料：新潟県議会 令和5年6月定例会
7月6日の総務文教委員会の記録

馬場秀幸 委員	中学校で非常に教員が多忙だということがありますので、次に関連して、教職員さんの労働時間についてお伺いいたします。今年4月に、文科省から教員さんの勤務実態調査の速報値が報道されました。これによりますと、これ全国の数値ですが、中学校の教職員の残業時間、80時間超えが36.6パーセント、小学校は14.2パーセントです。80時間超えというのは、まさに一般的の労働者の過労死レベル、1か月も80時間残業すると、だんだんもう睡眠が取れず、過労死のレベルになってくるという水準になっております。先ほども、45時間超えの数値がいったん回答はされておりましたが、県内も80時間超えについては大体こういう状況と考えてよろしいですか。
大島一英 義務教育課長	80時間超えの実態についてでございますが、新潟県における昨年度の教職員の勤務実態調査によりますと、80時間を超える中学校の教職員の時間外勤務につきましては、令和4年度において毎月の時間外勤務状況を調査した結果、11.5パーセントでございました。委員が御提示されたものは、文部科学省が昨年度に実施した調査の速報値でございまして、実施月が10月、それから11月という限定されたものでございます。比較的その月は、教職員の時間外勤務が比較的多い月というふうなこともございます。さらにその月の1週間という限定された調査内容でございます。そのため、1年間を通して、平均した数値を示すものではないというふうに認識しております。
馬場秀幸 委員	要するに、アンケートの対象が違うとおっしゃっているとお受けしました。ただ、今おっしゃっている数値の中でも、中学校の教員については、80時間超えが11.5パーセントに達していると。要するに、10人に1人が過労死レベルを超えた勤務をされているということでは間違いないですね。

大島一英 義務教育課長	委員御指摘のとおり、80時間超えの教職員が11.5パーセントということでございますので、その数値につきましては、重く受け止めている次第でございます。
馬場秀幸 委員	中教審で、教職員さんの労働時間の把握をきちんとしたところが、令和3年くらいにガイドラインとして決められました。それでお聞きしたいのですけれども、個々の教職員さんの労働時間の記録というのは、タイムカードで把握されておられるのですか。それとも別のシステムでやられておられるのでしょうか。
大島一英 義務教育課長	各学校における教職員の勤務時間の把握につきましては、市町村教育委員会が把握しているものと思いますが、各市町村教育委員会の中で、タイムカード等による客観的な数値による把握は、新潟県を含めまして24自治体でございます。
馬場秀幸 委員	今、ちょっと私、聞き漏らしたのですが、タイムカードで把握されているということですか。もう一度聞きます。
大島一英 義務教育課長	タイムカード及びパソコンのログによる把握を含めてでございます。
馬場秀幸 委員	端的に聞きますけれども、新潟県ではタイムカードを使っていらっしゃいますか。それともタイムカードは使わずにログシステムで、要するにパソコンのログシステムでログイン、ログアウトを記録されているということですか。どちらですか。
大島一英 義務教育課長	新潟県、それから市町村を含めて24自治体がタイムカードを含めた客観的な数値による把握をしております。
馬場秀幸 委員	質問を変えます。中学校教員が、県の調査においても、すごく労働時間が多忙だということは認識いたしました。中学校の教員の多忙化の要因として、一つにはやはり保護者対応もありますし、もう一つ、部活の監督とか同行とかいうことがあると思われます。今年から徐々に部活を地域に移行するというようなことを、順次されていくというお話を伺っておりますが、それは

稻川俊啓 保健体育課長	教員の多忙化の減少につながるのでしょうか。 部活動の地域移行についてでございますけれども、休日の部活動につきまして、学校の教員ではない民間団体であったり、NPO法人であったりとかが、その生徒の部活動を担いますので、その分、教員の多忙化は解消されるというふうに考えております。
馬場秀幸 委員	<p>この部活の地域移行化については、私の意見としましては、やるのであれば教員と部活を一切、切り離して、部活については、なるべく社会の指導者にさせていただいて、そして学校の教職員のかたがたは授業に専念する、そういうことをやっていただきたいと思っています。ややもすると、地域に移行したはいいものの、やはり学校の立場から子供さんの責任を負わざるをえないということもあるとは思いますので、それは引き続きよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>次に、教職員さんの長期の病気休暇、休職者の状況についてお伺いいたします。いわゆる精神疾患、心の病で長期休暇をされている教職員の皆さん、文部科学省の令和3年の調査ですと、5,800人を超える数値になりました。この数値についてですけれども、新潟県内はどういうふうになっておられるのか、御説明をお願いいたします。</p>
齋藤玲子 福利課長	教職員の長期病休者等の数値のことございます。全国の値につきましては、文部科学省調査の公立学校教職員の人事行政状況調査によりますと、病気の内、精神疾患により休職となっている教員の数でございます。令和3年度が5,897名でございます。これに対しまして、新潟県の値なのですけれども、本県の公立学校、新潟市を除く公立学校における1か月を超える長期病気休暇取得者及び休職者の状況でございますが、令和3年度が206名、令和2年度が174名となっております。
馬場秀幸 委員	いずれにしましても、非常に精神疾患による長期休職のかたがたが長期傾向にあると思われます。高止まりにあると。それで私も独自にというか、ネットで教育委員会さんが発行されている令和4年の9月号の教育月報を見ました。それを見ますと、平成29年には148人、平成30年には176人、令和元年177人、

	<p>令和2年 174人、令和3年 206人、どんどん休んでおられるかたがたが多くなっていっていると。これは本当に深刻な状況ではないかと。高止まりしているのも、本当に問題なのではないかなと思います。心の病の根本的な原因は、やはり長時間労働、先ほど言いましたように、長時間労働と、あとは業務の多忙化が原因だとは思いますが、そこら辺の原因について、調査はどの程度されているのかお伺いしたいと思います。</p>
<p>齋藤玲子 福利課長</p>	<p>精神疾患による長期病休者等の個別を見ますと、その要因が業務内容や対人関係のほか、個人の家庭問題や健康問題などが複合的に絡んでいるケースが多くて、要因を特定するのは難しいというふうに考えております。ただ、長時間労働に従事することも精神障害の発症の原因となりうるというふうに考えていますので、依然として教職員の長時間勤務が深刻な状況にある中で、それが直接的な原因ではないにしても、長期病休者が減少しない背景の一つにはあると考えております。</p>
	<p>このような状況を踏まえまして、長時間勤務職員に対しましては、メンタル不調の未然防止や早期発見の観点も含めまして、医師による面接指導を行いまして、本人に対して心身の健康に関する助言等を行うほか、必要に応じ、校長が医師の意見をもとに健康管理上、必要な措置を執ることとしております。</p>
<p>馬場秀幸 委員</p>	<p>次に、教職員さんの未配置の問題について御質問します。先ほどの質問となるべく重複しないよういたします。令和5年4月以降の県内における教職員の未配置の数ですが、先ほどは小学校、中学校の4月から5月、6月の推移について御回答いただきました。高校についてはどうなのでしょうか。私の聞いている情報ですと、例えば県内のある高校では、理科の教員が足りず、1年生が2学級同時に一人の先生で授業を行っているというお話を聞いております。実際の未配置の状況はどうなっているのでしょうか。</p>
<p>市野正廣 高等学校 教育課長</p>	<p>高等学校における未配置の状況でございますが、令和5年4月1日時点未配置である人数ですが、13名でありました。その後、常勤講師、あるいは非常勤講師での対応が進みまして、7月1日時点ですが、現在4名ということになっております。</p>

馬場秀幸 委員	<p>分かりました。私が先ほど具体例を言いましたけれども、やはり未配置だと、本当に子供さんに御迷惑がかかると思います。この未配置の状況、可及的になくしていただきたいと思います。</p> <p>次の質問です。先ほど臨時教員をとにかく確保されるというお話を頂きました。ただ、やはりもう皆さん、本来であれば4月に未配置の教員がなくなるように配置するべきだったわけですよね。それで、前提なのですけれども、配置するために正規の職員と、あとは非正規の職員を配置して何とか4月に定数が、未配置が教員がなくなるように配置されるということで頑張つていらっしゃるということでよろしいですね。</p>
大島一英 義務教育課長	委員御指摘のとおりでございます。
馬場秀幸 委員	そうしますと、先ほどの質問と回答からすると、もう臨時教員を募集したくても、もう臨時教員のかたがたで教員ができそうな人は、もう4月に配置しちゃって、もう募集しようにも募集できない、バイがもうないというのが実態なのではないでしょうか。
大島一英 義務教育課長	委員御指摘のとおり、4月1日の現在で未配置があるということは、そこに臨時教員を配置することができなかつたということでございます。そのために、先ほど来、申し上げておりますが、免許を持っているかたたちの掘り起こしをこれからも努めてまいりたいと考えております。
馬場秀幸 委員	先ほど教育長さんが、とにかくそういう臨時教員を募集するためとか、教員を募集するために、教職員さんの、学校教員の魅力を高めるというふうにおっしゃいました。魅力というのは、もう我々は分かっています。教員というのは、やっぱり子供さんに希望を与えることだと思うのですね。それで、何が必要かといったら、やっぱり自分で心に余裕を持って仕事をするということです。それは、もうこの今の先ほどの質問もそうだし、私の質問もそうですけれども、やはり長時間労働を防止して、そして給特法がありますが、やはり時間外労働したら、少しは時間外の労働手当を払えと、これはもう法律を改正するしかないのですけれども、少なくとも長時間労働を防止するために、学

	<p>学校教員の増員を国に求めるとか、あるいは県の予算で県単の教員を雇うとか、そういう努力をしていただけませんか。質問です。</p> <p>教員の確保についてでございますが、委員御指摘のとおり、依然として長時間労働の実態があるということは認識しております。新潟県のみならず、全国的に教員不足が指摘されており、質の高い教員を確保することは重要な課題であると認識しております。学校現場における課題が複雑化、困難化する中、学習指導の改善や生徒指導等の充実に向けて、計画的、安定的な教職員配置を図れるよう、国に要望してまいりたいと思います。</p> <p>併せて、委員御指摘の県単独での配置ということでございますが、教職員の多忙化解消や教育の質の向上に向けた人的配置の充実は重要であると認識しておりますし、加配措置の充実など、教職員定数の拡充につきましては、引き続き国に要望してまいります。</p> <p>質問ではないので意見だけ述べさせていただきます。もうぜひこれは県にも働きかけをお願いいたします。前回の、昨日の質疑でも、やはり福祉、教育の予算がやはり削られているのではないかみたいなお話をありました。やはり新潟県は子育てを頑張ると言っているわけですから、赤ん坊に預金を与えるのも大事だけれども、やはり子育て全体に、教育にもセーフティネットで、きちんと教育するというような姿勢を実際に見せていただきたいというふうに思います。質問を終わります。</p>
--	---